

盛岡広域振興局長告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成23年2月15日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372101303	新岩手農業協同組合	J A新いわてホームヘルプステーション岩手町	岩手郡岩手町五日市第12地割60番地2	平成23年2月28日